

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 01日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県富士市厚原1893-7

氏名 株式会社 成美

代表取締役 片岡志保

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0545 - 72 - 1472

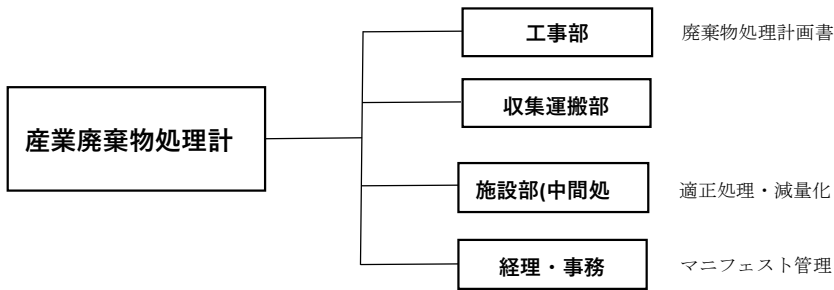
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 成美		
事業場の所在地	静岡県	富士市	厚原1893番地の7
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	総合工事業		
② 事業の規模	令和5年度売上高 20億		
③ 従業員数	46名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程			

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	コンクリート破片	85,392.922 t
	アスファルト・コンクリート破片	2,878.900 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	785.350 t
	廃プラスチック類	1,176.983 t
	木くず	4,425.724 t
	紙くず	0.300 t
	石膏ボード	341.900 t
	繊維くず（天然繊維くず）	316.744 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	321.604 t
	廃プラスチック類	65.765 t
	水銀使用製品産業廃棄物	3.020 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	1,327.447 t
	（これまでに実施した取組） 現場での分別作業の徹底	
【目標】		
産業廃棄物の種類	排出量	
コンクリート破片	85,200.000 t	

②計画	アスファルト・コンクリート破片	2,800.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	730.000 t
	廃プラスチック類	1,100.000 t
	木くず	4,350.000 t
	紙くず	0.100 t
	石膏ボード	300.000 t
	繊維くず（天然繊維くず）	300.000 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	300.000 t
	廃プラスチック類	60.000 t
	水銀使用製品産業廃棄物	3.000 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	1,300.000 t
	（今後実施する予定の取組） 現状の取り組みを再徹底する	
	産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 解体現場での分別解体、再資源化に取り組む	
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 解体現場での分別解体、再資源化に取り組む	

	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	コンクリート破片	0.000 t	0.000 t
	アスファルト・コンクリート破片	0.000 t	0.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000 t	0.000 t
	廃プラスチック類	0.000 t	0.000 t
	木くず	0.000 t	801.300 t
	紙くず	0.000 t	0.000 t
	石膏ボード	0.000 t	155.760 t
	繊維くず（天然繊維くず）	0.000 t	307.700 t
	かれぎ類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.000 t	0.000 t
	廃プラスチック類	0.000 t	0.000 t
	水銀使用製品産業廃棄物	0.000 t	0.000 t
	かれぎ類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組) 再生されない木くず・繊維くずに関しては焼却処分		
		【目標】	
産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	
コンクリート破片	0.000 t	0.000 t	
アスファルト・コンクリート破片	0.000 t	0.000 t	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000 t	0.000 t	

②計画	廃プラスチック類	0.000 t	0.000 t
	木くず	0.000 t	750.000 t
	紙くず	0.000 t	0.000 t
	石膏ボード	0.000 t	150.000 t
	繊維くず (天然繊維くず)	0.000 t	290.000 t
	かれぎ類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	0.000 t	0.000 t
	廃プラスチック類	0.000 t	0.000 t
	水銀使用製品産業廃棄物	0.000 t	0.000 t
	かれぎ類 (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組) なるべくリサイクルできる処分業者へ委託する		

	0.000 t
	0.000 t
	0.000 t
(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の種類	【前年度（令和 5 年度）実績】				
	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
コンクリート破片	13,723.980	85,392.922	0.000	0.000	85,392.922
アスファルト・コンクリート破片	97.690	2,878.900	0.000	0.000	2,878.900
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	461.550	0.000	0.000	0.000	785.350
廃プラスチック類	790.302	0.000	0.000	0.000	1,176.983
木くず	1,382.356	1,528.700	0.000	0.000	4,425.724
紙くず	0.300	0.000	0.000	0.000	0.300
石膏ボード	125.850	0.000	0.000	0.000	341.900
繊維くず（天然繊維くず）	6.776	0.000	0.000	0.000	316.744
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	208.828	0.000	0.000	0.000	321.604
廃プラスチック類	65.590	0.000	0.000	0.000	65.765
水銀使用製品産業廃棄物	0.444	2.186	0.000	0.000	3.020
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	861.245	0.000	0.000	0.000	1,327.447
(これまでに実施した取組)					

①現状

		<p>マニフェスト伝票の徹底管理 各現場では可能な限り分別収集を図り、リサイクル品目を増やすとともに混合廃棄物の排出量を減らす努力をしている。埋立処分場への排出量を減らし、リサイクルを推進する。</p>
--	--	---

産業廃棄物の種類	【目標】				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
コンクリート破片	14,000.000	71,200.000	0.000	0.000	85,200.000
アスファルト・コンクリート破片	100.000	2,700.000	0.000	0.000	2,800.000
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	500.000	230.000	0.000	0.000	730.000
廃プラスチック類	800.000	300.000	0.000	0.000	1,100.000
木くず	1,450.000	2,150.000	0.000	0.000	4,350.000
紙くず	0.100	0.000	0.000	0.000	0.100
石膏ボード	120.000	30.000	0.000	0.000	300.000
繊維くず(天然繊維くず)	0.000	10.000	0.000	0.000	300.000
がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	210.000	0.000	0.000	0.000	210.000
廃プラスチック類	60.000	0.000	0.000	0.000	60.000
水銀使用製品産業廃棄物	0.500	2.500	0.000	0.000	3.000
がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	1,000.000	300.000	0.000	0.000	1,300.000
(今後実施する予定の取組)					
実績及び優良認定業者への優先委託分別をさらに徹底する。					

②計画

※事務処理欄	
--------	--

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。